

様式第二十九（第68条関係）（平30経産令39・一部改正）

表

年 月 日発行第 号（ 年 月 日まで有効）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

刻
印

(写真)

産業競争力強化法第138条第2項による立入検査証

(発 行 権 者) 印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条 （略）

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百四十九条 第百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。